

## 議案第33号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市国民健康保険条例（平成17年山陽小野田市条例第115号）  
の一部を次のように改正する。

第18条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第22条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27  
万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51  
万円」に改め、同条第4項及び第5項中「54万円」を「61万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の山陽小野田市国民健康保険条例の規定は、平成  
31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険  
料については、なお従前の例による。

議案第33号参考資料

山陽小野田市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第15条又は第18条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。）は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第15条又は第18条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。）は、<u>58万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合算</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>27万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所</p>

額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、51万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条

属者の合算額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、50万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条

の6の6」と、「61万円」とあるのは「19万円」と、第3項中「第18条」とあるのは「第18条の6の5」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「61万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第4項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

の6の6」と、「54万円」とあるのは「19万円」と、第3項中「第18条」とあるのは「第18条の6の5」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「54万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第4項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。